

令和3年度事業計画

当協会は、平成25年4月1日に一般社団法人に移行して9年目となるが、産業廃棄物の適正処理や再生利用等についての調査、普及、研修などを行い、生活環境の保全や産業の健全な発展、公衆衛生の向上、資源の効率的な活用を図ることで、県民福祉の増進に寄与するとともに、事業の高度化による循環型社会の構築や社会貢献活動などを通じて、一層の社会的責任を果たすことも求められている。

このため、コロナ禍の状況ではあるが、適切な対策を講じたうえで、協会組織のより一層の充実・強化を図り、会員企業への研修や普及、啓発活動等を通じて、社会の要請に応える優良事業者を育成し、産業の健全な発展に寄与していくとともに、適正処理の推進を図るため、マニフェスト頒布等事業、講習・研修会実施事業、社会貢献事業の3つの事業を引き続き実施していく。

また、当協会も所属する公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「全産連」という。）は、令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」を策定し、安全衛生活動に取り組んでおり、当協会も連携して策定した労働災害防止計画に基づき取り組んでいく。

さらに、県から委託されるマニフェスト集計業務などの収益事業や、近年必要性が高まっている災害廃棄物処理にも取り組んでいく。

このため、令和3年度は、会員企業の支援と協力のもと、全産連や関係行政機関などと連携を取りながら、以下の事業を実施する。

1. 災害支援体制の確立

今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70～80%程度と見込まれており、こうした状況の中で、平成20年度に高知県（以下「県」という。）と締結した協定を確実に実行できるよう、取り組みを進めていく。

また、四国4県で災害協定を締結し、相互に支援できるよう昨年度、4県統一様式による災害協力・支援可能資機材調査を実施したが、今年度も継続して実施していく。

その他、災害廃棄物の県や市町村の対応計画などの進捗状況を見極めて市町村との支援協定や、鳥インフルエンザなど防疫に関する協定についても検討していく。

2. 適正処理の推進

(1) 普及啓発

協会の独自の事業として適正処理巡回パトロールを実施する。また、必要に応じて、他の組織からの依頼による普及啓発活動などにも協力する。

(2) マニフェストの普及促進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及及び頒布を行う。

また、電子マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。）のパンフレットなどを活用し普及促進を図る。

さらに、県からの受託事業として、マニフェスト集計業務を実施する。

(3) 講習会開催支援

①県及び高知市からの受託事業として、排出事業者等を対象に産業廃棄物の適正処理に関する講習会を実施する。

講習会名	開催場所
産業廃棄物適正処理講習会	安芸市、高知市、須崎市、四万十市

②産業廃棄物処理業の許可申請及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を選任する管理責任者に必要な専門的知識・技能の習得のため、振興センターが実施するWEB講習の認定会の開催に協力し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

(ア) 許可申請講習会

新規・更新の別	課程名
新規	産業廃棄物・収集運搬課程
更新	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬課程

(イ) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

講習会名
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

(4) 社会貢献活動

全産連・四国地域協議会の4県統一事業として、四国八十八カ所遍路道の清掃活動を行うほか、県条例に基づく県民一斉美化活動や浦戸湾・七河川一斉清掃活動などに参加して、社会貢献活動に積極的に取り組む。

3. 人材及び優良事業者等の育成

(1) 人材育成対策

県内外の産業廃棄物の先進施設の視察研修を実施し、最新の知識及び技術の習得を図る。

また、県等の支援を得て、更新許可申請手続等の研修会の開催を検討する。

(2) 表彰制度の活用

協会活動や事業活動を通じて業界発展に功労のあった優良事業者や優良事業所を顕彰するなど表彰制度を効果的に活用する。

4. 労働安全衛生

業務上の死傷事故・疾病等の防止のため、情報提供を行う。

また、全産連の「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」と連携して、当協会でも、令和4年度には「死亡者数をゼロに、休業4日以上死傷者数を6人以下に減少させる」という目標を定め、初年度である令和2年度は、労働災害防止計画に定めた研修会の開催や労働安全ポスターの配布など各種取り組みを実施する。

5. 地球温暖化対策の推進

全産連の策定した「低炭素社会実行計画」に基づき、2030年度の目標達成に向けて温室効果ガス排出量の削減を呼びかけるとともに、事務局においても節電、省エネに取り組む。

6. 組織活動の強化

(1) 組織の充実・強化

組織の強化のため会員の加入促進を図るとともに、理事会、各委員会、部会を開催し、各会員に共通した課題の掘り起こしやその対応に向けた取り組みを実施するなど、協会活動を充実させる。

(2) 情報開示・情報提供

会員事業所の許可区分及び取扱品目などの情報や、当協会の活動状況、行政からの提供情報などをホームページで公開する。また、最新版の「廃棄物処理法のポイント」を会員に配布するなど必要な情報を迅速に提供する。

(3) 相談・指導業務の充実

会員からの法令や適正処理に関する相談・問い合わせに対しては、丁寧に対応するとともに、必要がある場合は関係機関に照会を行い、正確かつ確実な情報を提供する。その他の相談・問い合わせに対しても適切に対応する。

また、産業廃棄物処理についての問い合わせに対しては、会員企業を紹介する。

7. 関係団体との連携

(1) 県・高知市との連携

各委員会や部会活動などにおいて、必要な場合は県や市など関係機関の指導を受け、また、行政機関の協議会活動などにも参加し、連携を強化する。

(2) 全産連・四国地域協議会との連携

全産連や全産連四国地域協議会が開催する事業や会議に積極的に参加し、必要な情報の収集や共有を図るとともに、その他の関係団体とも連携を取ることで、円滑な協会運営につなげる。

青年部は、四国ブロック青年部協議会の行事として、徳島県の札所周辺においてCSR2活動などを実施するとともに、本県の札所周辺において当協会の清掃活動を実施する。

(3) エコサイクル高知への協力

公益財団法人エコサイクル高知の理事、評議員として参画することにより、その運営に協力する。